

伊予商工会議所  
双海中山商工会 御中

所在地 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者又は個人事業主の氏名（自署） \_\_\_\_\_

## 「伊予市プレミアム付商品券」取扱店舗登録に係る誓約書

この度、標記の取扱店としての登録にあたり、この事業の目的を十分に踏まえ、取扱要項や下記の留意事項を厳守して履行いたしますことをここに誓約します。

なお、万一不正行為を行った場合には、伊予市プレミアム付商品券の取扱店舗登録店の取り消し、取扱店名の公表、法的措置や警察への通告などの措置を取られても一切の異議は申し立てません。

### 記

1. 商品の販売又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
2. 商品券を利用できない商品に対して、商品券での支払を受け付けません。
3. 商品券の再販・再流通を致しません。
4. 商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。
5. 商品券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
6. 商品券の利用期間中（令和6年6月8日～令和6年11月30日）は取扱店舗として事業に参加し真にやむを得ない事情がない限り、途中辞退は致しません。
7. 商品券の取扱、取扱店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
8. 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗内の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
9. 商品券の取扱に関して伊予市からの改善要請等があった場合には、それに従います。
10. 店舗（事業所）の名称・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（HP、チラシ等に掲載）について同意します。
11. 登録する店舗は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っているものではありません。
12. 私は愛媛県及び伊予市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けておりません。
13. 私は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者ではありません。
14. 私又は私の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）に該当しておりません。